

平成 26 年（2014 年） 7 月 23 日

長野県知事 阿部守一 様

長野県社会福祉審議会  
委員長 中島 豊

指定居宅介護支援に関する基準等の条例の制定について（答申）

平成 25 年（2013 年）10 月 9 日付け 25 健長介第 397 号で諮問のありましたこのこと  
について、下記のとおり答申します。

#### 記

- 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（仮称）の制定については、サービスの質の確保の観点から、苦情・事故に関する記録の保存期間を 5 年とすることを検討してください。  
なお、その他、条例の制定に関する事項は別紙のとおりです。
- 2 要介護（要支援）認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数については、適正かつ迅速な審議を行うため、条例で定める合議体の定数を「3 人」とすることを検討してください。

## 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(仮称)の制定について

国 基準	区分	項目	条項(※1)	内容		県で定めることを検討すべき基準の考え方
				国基準(現行)	県で定めることを検討すべき基準 (空欄は国基準と同じ)	
「参酌すべき基準」(地域の実情に応じ独自基準の設定が可能)	運営に関する基準	趣旨・基本方針	第1条	サービス提供時の配慮すべき事項		
		内容及び手続の説明及び同意	第4条	情報提供等		
		サービス提供困難時の対応	第6条	提供困難時の必要な措置		
		受給資格等の確認・要介護認定の申請の援助	第7条・第8条	受給資格等の確認方法、利用申込者への必要な援助		
		身分を証する書類の携行	第9条	介護支援専門員証の携行、提示		
		利用料等の受領	第10条	利用料の受領及び事前の同意		
		保険給付の請求のための証明書等の交付	第11条	利用料額等の指定居宅介護支援提供証明書等の交付		
		指定居宅介護支援の基本取扱方針	第12条	医療サービスとの連携及びサービスの質の確保		
		指定居宅介護支援の具体的取扱方針	第13条	適切な居宅サービス計画の作成月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接 居宅サービス計画に短期入所を位置付ける場合は、要介護認定の半数を超えないようにする。連続30日を超える日以降の報酬は算定しない。		
		法定代理受領サービスに係る報告	第14条	国民健康保険団体連合会への報告		
		利用者に対する書類の交付	第15条	居宅サービス計画及び実施状況の書類交付		
		利用者に関する市町村への通知	第16条	利用者の不正行為等の市町村への通知		
		管理者の責務	第17条	従業者の管理・申込調整・実施状況の把握等の管理		
		運営規程	第18条	事業目的・職員の員数及び職務内容・営業時間等の項目		
		勤務体制の確保・従業者の健康管理	第19条・第21条	勤務体制の規定及び担当業務、研修機会の確保		
		設備及び備品等、掲示・広告	第20条・第22条・第24条	事業に必要な区画・備品の整備、誇大広告の禁止		
		利益收受の禁止等	第25条	特定事業所の利用指示及び対償金品收受の禁止		
		苦情処理	第26条	苦情への適切な対応及び記録、市町村調査への協力等		
会計の区分	第28条	事業ごとの経理区分				
記録の整備	第29条	サービス提供に関する記録の整備及びその完結の日から2年間の保存	苦情の内容、事故の状況等の関係書類については、現行の2年から5年間に保存期限を延長する。	事業者におけるサービスの質の確保・向上の観点から、これらの関係書類については、5年間保存を義務付け。		

(参考)

「従うべき基準」※2	人員基準	従業者の員数	第2条	利用者35:1で常勤介護支援専門員の配置	国基準のとおり
		管理者	第3条	専従常勤の介護支援専門員の配置	〃
	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第4条	利用申込者又は家族への重要事項の交付、説明	〃
		サービス提供拒否の禁止	第5条	正当な理由がない場合のサービス提供拒否の禁止	〃
		指定居宅介護支援の具体的取扱方針	第13条	利用者の課題の把握、サービス担当者会議の開催等	〃
		秘密保持	第23条	秘密漏えいの禁止、個人情報利用の同意	〃
		事故発生時の対応	第27条	事故発生時の連絡体制の整備、事故の状況の記録	〃

※1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)

※2 法令の基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは可能